

R2仙北市住宅リフォーム促進事業 補助対象工事一覧（例）

No.	対象	リフォーム等の内容	備 考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付、交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	屋根の融雪工事	外構の融雪設備工事は対象外
9	○	バリアフリー改修 （手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
10	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
11	○	バルコニーや雪止めの設置	
12	○	畳の取り替え（表替えを含む）	
13	×	別棟の車庫、物置の設置及び増改築・改修等	
14	○	上下水道への接続	リフォーム工事が伴うこと
15	△	浄化槽の設置工事 ・単独から合併処理に変更した場合	浄化槽設置整備事業を活用した工事は対象外。ただし、屋外排水管工事は補助対象
16	△	エアコン・FF式暖房器の交換	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
17	△	ガス・IH調理器の交換	配管・配線工事を行う場合は対象
18	×	家電用電化製品などの購入（設置・取付）	購入が主であり対象外
19	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築、内装工事に伴う場合は対象
20	△	電話やインターネットの配線工事	増改築、内装工事に伴う場合は対象
21	△	住宅の解体工事（一部）	リフォーム・増改築工事が伴う場合は対象（全面改築は対象外）
22	△	防腐・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
23	×	造園、門扉、ブロック塀等外構工事	住宅でないので対象外
24	×	住宅用太陽光発電システムの設置	
25	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
26	○	介護保険制度を利用した住宅改修工事	
27	×	別荘の増改築・リフォーム工事	
28	×	土地の購入及び造成に係る費用	
29	×	広告、看板等の設置に係る費用	
30	×	工具、工事用機械等の購入に係る費用	
31	×	電気自動車用の急速充電器の設置	
32	○	住宅整備資金貸付金、生活福祉資金貸付金	
33	○	その他、仙北市長が認める工事	

※補助対象外工事分の諸経費・消費税は、補助対象から除かれます。